

自律教育システム推進に向けての提言

山田 可織 教育学研究科・飯山市立岡山小学校
渡部かなえ スポーツ科学教育講座

キーワード：特別支援教育、軽度発達障害、情報の共有化、教育相談ファイル

はじめに

2001年1月に21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議により出された「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」¹⁾では、学習障害児等特別な支援を必要とする児童生徒への対応などについて幅広い視点から提言がなされており、この提言の中に見られる基本的な考え方は、障害のある児童生徒の視点にたって一人ひとりのニーズを把握して必要な教育的支援を行うという考え方に基づいて対応を図るというものである。

障害のある児童生徒の教育をめぐる諸情勢の変化を概観すると主に次の2点が挙げられる。1つは、養護学校や特殊学級に在籍している児童生徒が増加する傾向にあり、通級による指導を受けている者も1993年の制度化以降増加していること、2つ目は、LD, ADHD, 高機能自閉症等により学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒数については、2002年度文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」²⁾の結果によると、その調査の方法が医師等の診断を経たものではないので、直ちにこれらの障害と判断することは出来ないが、6.3%の割合で通常の学級に在籍している可能性を示していることである。

また、LD, ADHD, 高機能自閉症等の児童生徒については、これまでその定義、判断基準が明らかでない等の理由から、学習や生活上の困難を抱えていても、子どもの早期発見、専門家との連携による適切な指導体制の確立等の十分な対応が図られておらず、その教育的対応が重要な課題となっている。

このような実態を受けて、2003年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」³⁾において、これまで視覚障害、聴覚障害、知的障害等の障害の種類や程度等に応じて特別な場で行ってきた「特殊教育」を障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図っている。特にこの報告では、小・中学校においてLD, ADHD, 高機能自閉症等の児童生徒への総合的な体制を確立することの必要性が提示された。特殊教育と特別支援教育の違いは、これまで日本の特殊教育で対象としてきた障害のある児童生徒に加えて、LD, ADHD, 高機能自閉症等の軽度の発達障害と言われる特別なニーズを持つ児童生徒を含めて教育する点である。

さらに2004年12月「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」⁴⁾では、LD, ADHD, 高機能自閉症等への対応については、幼児段階での早期発見・早期治療を重要とし、幼児段階における特別支援教育の在り方についての検討が必要と提示している。

以上のような動向を踏まえ、現在軽度発達障害児を取り巻く環境は特別支援教育への転換とともに大きく変容しつつある。本稿では、まず国の特別支援教育の情勢を受けて現在の長野県の動向について整理する。次に自治体における具体的な取り組みについて、「教育相談ファイル（仮称）」（以下、教育相談ファイル）の利用について焦点化し、今後の課題として支援体制と教育相談ファイルの関係

について考察していくこととする。

1 長野県の動向について

「はじめに」において、国の動向概観と課題提起を行い、これまでの特殊教育では対象となっていた軽度発達障害の児童生徒も支援対象に取り込まれ、その支援体制の充実を図る転換期であることを整理した。

また、現場の養護教諭は、経発達障害の児童生徒がスムーズに学校生活を送るための方法の一つとして、学校と保健・福祉・医療等の関係機関との連携の必要性を感じており、相談体制が必要であることを筆者らは明らかにした⁵⁾。そこで次に長野県の動向の、特に教育相談体制について概観する。

長野県は、障害のある児童生徒や保護者の「地域で学びたい」との願いをうけて、障害のある生徒の後期中等教育（養護学校高等部や高等学校）における教育の場や内容の拡充等についての研究を進めるため、2003年に「養護学校高等部地域化プラン研究会」を設置した。そして、長野県教育委員会では、2004年より、「特殊教育」を「自律教育」へとその名称を変更した。

さらに義務教育段階においても、障害のある子どもが地域で学ぶことのできる教育環境整備等について、協議の必要性が報告され、養護学校の地域化にかかわる課題をさらに協議するために「養護学校地域化推進協議会」が2004年に設置された。本協議会は、「教育相談体系化推進部会」と「盲・ろう・養護学校小・中等部地域化部会」の作業部会において『就学前及び卒業後を中心とした自律教育システム』と『義務教育段階における自律教育システム』について協議を行った。

養護学校地域化推進協議会の審議は、2004年6月12日に第1回研究会が発足し、その後教育相談体系化部会、小・中学校地域化部会において現状と課題の分析を行っている。同年8月23日には中間まとめの骨子案が協議され、同年12月7日には中間まとめを行い、翌2005年1月21日には「長野県就学前及び卒業後を中心とした自律教育システム 義務教育段階における自律教育システム（最終報告）」^{6-a)}が出されている。この報告は、1 「長野県における自律教育の現状と課題」、2 「義務教育段階における自律教育システム」、3 「就学前及び卒業後を中心とした自律教育システム」、4 「自律教育システムの具現化にむけて」という構成になっている。

この報告においても教育が福祉、医療・保健等が一体となって、本人及び保護者に対し、相談及び支援を行う必要性や、関連諸機関が連携して一貫した教育相談体制を整備の必要性が述べられている。しかし、現状では一人の子どもへの支援は縦割り行政のもと、乳幼児期は保健師、入園後は保育士そして就学後は学校が関わっており、支援がとぎれてしまいがちである。そこで本稿では、この課題の解決に向けての教育相談の体系化の推進と効果が期待されている教育ファイルを中心に考察を行う。

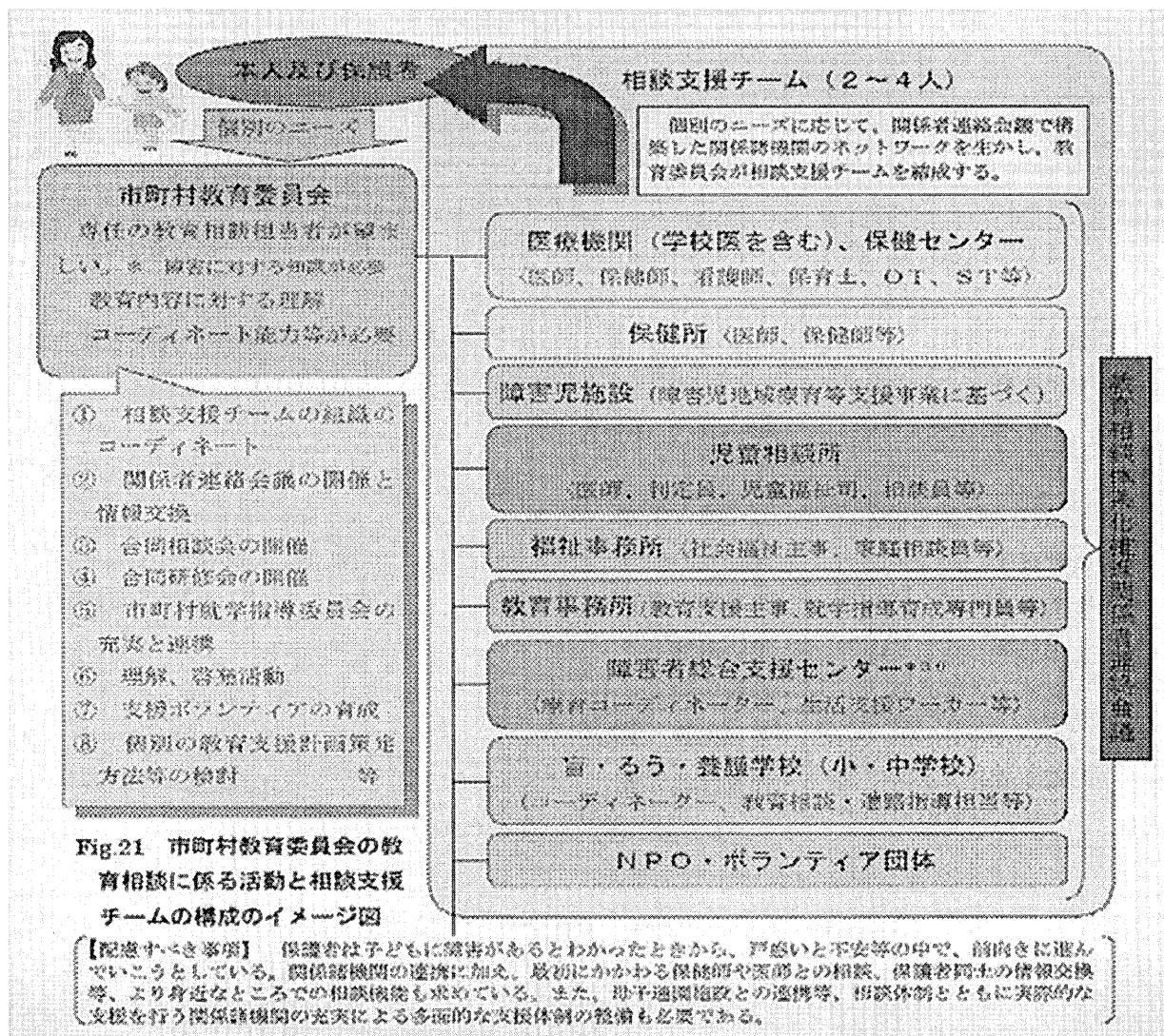
(1) 教育相談にかかわる体系化の推進^{6-a)}

障害のある子どもの相談支援体制を整備するためには、市町村教育委員会に専門の相談員を配置して、教育、福祉、医療、労働等の機関からなる「教育相談体系化推進関係者連絡会議（仮称）」（以下、関係者連絡会議）を設置する必要がある。その組織は、就学指導（相談）と学齢期における教育の充実に直接的につなげることが可能となる。

具体的には、①地域での相談窓口の一本化・教育相談ネットワークの構築、合同の相談会の開催の協議、②「個別の教育支援計画」の策定及び方法及び支援体制整備の協議、③関係諸機関や保護者を対象とした研修会の実施、以上の3点を挙げている。

一人ひとりの子どもの教育相談においては、障害の状況や特別な教育ニーズ等に応じて、少人数の「相談支援チーム」（2～4人程度）を結成し支援を行うとともに、教育委員会や関係機関、関係者連絡会議と連携を図ることが望ましいと述べている。相談支援チームは、①障害のある子どもや保護者への教育相談、②個別の教育支援計画の策定への協力、③教育相談ファイルの作成と活用を行い、発達・就学・教育に関する相談、福祉・医療・労働との連携を要する相談及び、総合的な判断を要する教育相談を早期から行うことを目指している。

教育相談を今後の就学指導（相談）につなげていく必要があること、関係諸機関の連携に教育は欠くことのできない存在であること等を考え、その窓口を教育委員会に一本化することを示している。これまでの問題点として、①障害を初めに把握するのは保健師や医療機関が多く、教育委員会に情報が伝わりにくい、②現状では、教育委員会が子どもの情報をつかみ出すのは3歳以降であり、大規模市になると来入児段階にならないと把握ができないことがある、③だれが、いつ、どのような要請をし、それに基づいてどのように相談支援チームが組織されるか明確化される必要がある、との課題が指摘されている。



出典 養護学校地域化推進協議会「義務教育段階における自律教育システム 就学前及び卒業後を中心とした自律教育システム（最終報告）」2005年

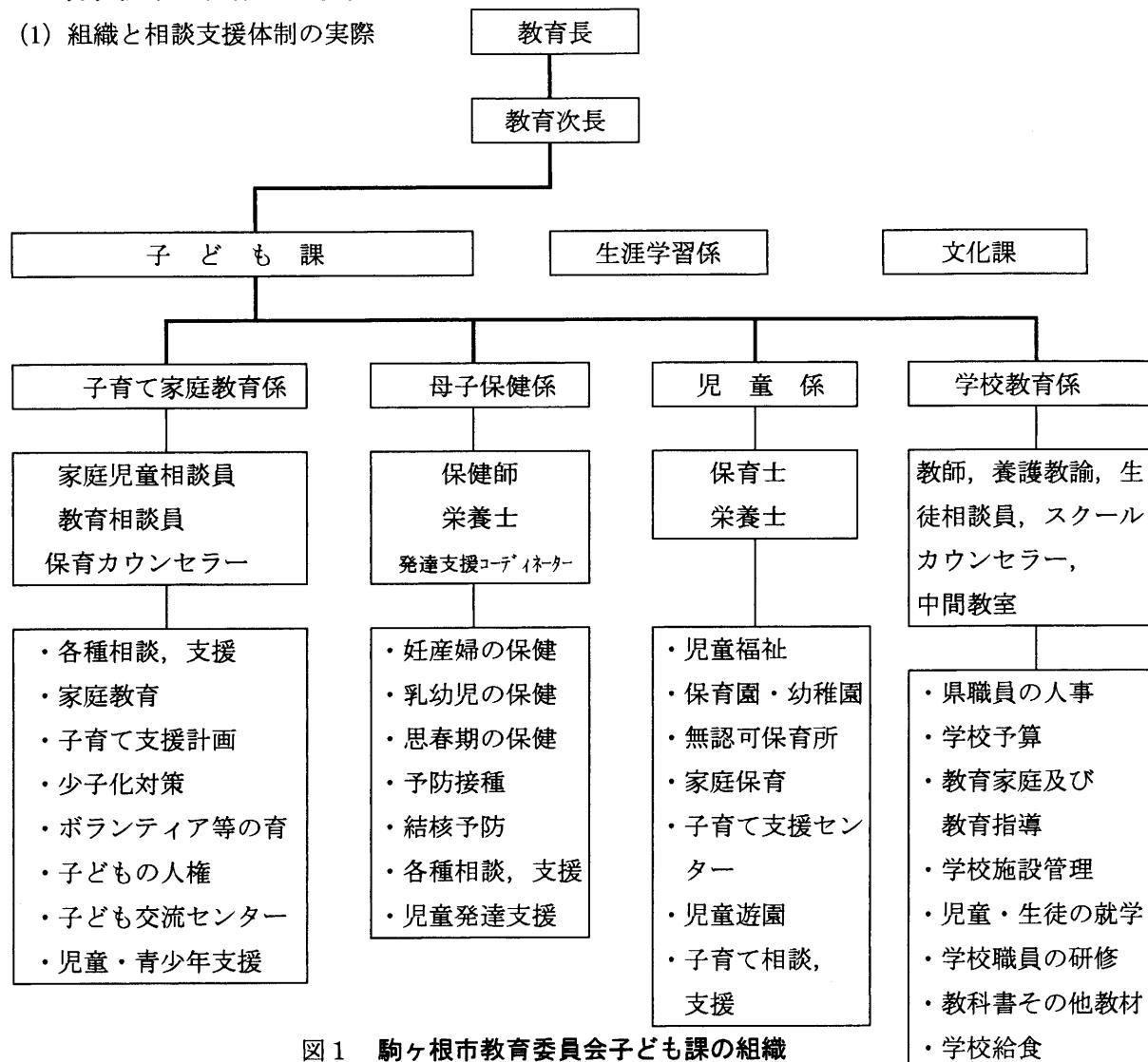
(2) 教育相談ファイルのねらい

養護学校地域化推進協議会の「義務教育段階における自律教育システム 就学前及び卒業後を中心とした自律教育システム（最終報告）」によれば、教育相談ファイルの効果は、教育相談を継続的に、複数の関係諸機関及び複数の担当者で行う場合、相談経過が容易に把握され、円滑で効率的な支援が期待できることである。具体的には、①縦の情報をつなげる、②横の情報をつなげる、③個別の支援計画の作成・評価を行う、④レスパイトサービス¹が利用しやすくなることの4つである。

長野県では駒ヶ根市²がすでに利用している「発育発達支援個人票」（資料）に着目した。これは教育相談ファイルのねらいを意識しながら、市独自で作成したものである。その内容や支援体制は特徴的であり学ぶべき点が多いことから次に詳しく述べる。

2 駒ヶ根市の組織及び教育相談ファイルへの取り組み

(1) 組織と相談支援体制の実際



*1 ほっと一息つけるようにする援助であると定義されている。英語では「休憩、休息」を意味する。

*2 調査は、2005年7月20日に駒ヶ根市保健センターで教育長、母子保健係長、子育て家庭教育係長を対象に行った。あわせて2005年12月14日に電話にて母子保健係長に補足調査を行った。

駒ヶ根市では、2004年4月に子ども行政の一元化を図るため、首長部局の母子保健（保健師担当）と児童福祉（保育士担当）を教育委員会に加えて、学校教育として「子ども課」を設置した。その効果は、「子ども情報の一元化により、専門職のネットワークが強化され、組織内の専門的集団としての資質を高めることができる。特に、就学指導の一貫性がはかられ、乳幼児健診から子どもカルテが有効に生かされることになるとともに、就学支援は既に乳幼児期から始められるようになる。子どもカルテを通して、行政も個人情報の取り扱いに敏感になることができる。」としている。

「子ども課」は、図1に示す組織体制であり、前述した狭議での「教育相談体系化推進関係者連絡会議（仮称）」の支援体制の土台ともなる組織である。教育委員会は保健センター内にあり、市民が利用しやすい環境である。子ども課職員は、フロア席を同じくしており、教育委員会が中心となり専任の相談員が配置され、就学指導（相談）と学齢期における教育の充実を目指している。

また、2005年度の子ども課新規事業計画には「自律支援教育の充実」が挙げられており、①養護学校等の児童・生徒の地元学校との日常的な交流・ふれあい活動の促進、副学籍簿の整理、②「障害児保育所入所審査会」、「就学指導委員会」を「就園・就学支援委員会」への改名、障害児等の就園・就学の支援、③教員補助員の配置と特殊教育就学奨励費の支給、④東伊那小学校に新たに自律学級開設することの4点を示されている。また、駒ヶ根市では「5歳児健診」や児童発達支援事業として市の直営の「児童発達施設つくし園」（以下、つくし園）の運営を開始し、発達障害児の早期発見、早期療育へつなげる体制の整備と継続した支援が体化されてきている³。

(2) 子どもカルテの実際

駒ヶ根市で「教育相談ファイル」にあたるもののが、子ども課が作成した「発育発達相談個人票」で、通称「子どもカルテ」と呼ばれている。子どもカルテは、発達支援のためのものであり、保護者の気持ちや願いも明確にできるように作られている。また、実際に使用するのは義務教育段階であるが、就労及び社会に出てからの支援も視野に入っている。

先述したように、駒ヶ根市の5歳児健診は、3歳児健診から就学時健診までの2年間の空白を埋め、子どもの健やかな発育発達を支援し、軽度の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害、心の問題等を早期発見・早期治療、適切な就学指導につなげ、もって不登校や、心身症、引きこもりなどの社会不適応、いじめ等の二次的障害の発生を予防することを目的としている。

5歳児健診で、軽度発達障害と診断または疑いありとなった場合には、保護者の希望により市の直営の発達支援施設つくし園で、療育訓練を開始することになる。それと同時に保護者の了解を得て子どもカルテが作成され使用開始となる。

子どもカルテの保存は、就学まではつくし園、入学後は学校で管理を行い保護者はいつでも使用・閲覧することができる。

(3) 子どもカルテの効果

子どもカルテは2005年4月から使用されたばかりであるため、現時点では十分な効果を明確に指摘

³ 詳しくは、山田可織・武者一弘「地方分権改革下における教育委員会制度の再編に関する研究－駒ヶ根市の子ども課設置と5歳児健診に注目して－」信州大学教育学部紀要117号を参照。

できないが、駒ヶ根市の母子保健係長に行ったインタビューから、次のことが明らかになった。

子どもカルテの効果として次の3つを挙げることができる。まず、一人の子どもには保健・福祉・教育等の複数の専門職が関わっているが、この子どもカルテを通して情報が一元化ができ、担当者が変わってもそれまでの経緯等を踏まえて継続した支援ができるという利点がある。

次に、子どもカルテにより保護者・支援者の両者がこれまでの支援について振り返りが可能になるという点である。子どもカルテの記録は保護者にとっても客観的なデータであり、子どもの変化を見ながら無理のない対応への一助となっている。また、支援者にとってもこれまでの支援を振り返ることは、今後の計画を立てていく上で大切なデータとなる。

3点目は、卒業後の支援への手がかりに利用できる可能性が考えられる。これまで発達障害等を持つ子どもへの行政の支援は、就学以降の学齢期は学校教育へと移行されるため分断されてしまっていた。成人後に支援が必要になった場合、再び行政が対応することになるが学齢期が抜け落ちての支援になってしまふ。この子どもカルテにより、義務教育段階の課題や支援が記録され、それと共に園の保護者会を介して行政が学齢期へも関わり、学校教育と連携しながら支援を行っていくようになる。支援が必要だと思われる子どもについては、「継続してフォローしていくことが必要」と、市町村の保健師からよく聞くところだが、子どもカルテはこのような課題への代償とすることが可能ではないかと考える。

3まとめと今後の課題

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が6.3%²⁴⁾の割合で存在している可能性があるということが明らかになり、軽度発達障害児が各方面から注目されるようになった。今後の自律教育においては、教育が医療・保健・福祉等の関係機関と連携し、就学前からの教育相談を始めとする支援を継続的に行っていくことが必要である。本稿では、国及び長野県の特別支援教育の動向を概観した。その中で、駒ヶ根市は、軽度発達障害のある子どもへの支援に、教育相談ファイルを有効活用していることがわかった。その背景には、駒ヶ根市は「子ども課」という組織体制があり、職種は異なっても教育という理念のもと一貫した支援につなげていかれることが挙げられる。つまり、教育相談ファイルは組織が構築されてこそ有効に利用されるということである。

子どもカルテを通じての情報の共有化は、支援の連携をさらに高めることができる一方で、個人情報の保護に関わる問題がある。情報内容や共有の範囲については、慎重に考えていかなくてはならないが、保護者と子どものための子どもカルテという支援者側のスタンスは、一方的な指導にならないためにも重要であるといえるのではないだろうか。

具体的な支援システムの構築は、軽度発達障害を持つ子どもを抱えた保護者にとって、子育て支援となっていくだろう。これは、重要な教育行政の役割である。しかし、一方で障害があることにより受ける「支援」が「介入」「監視」になる危険性を持つことも、支援者及び行政側は考慮して取り組む必要がある。

資料・参考文献

- 1) 文部科学省 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議 『21世紀の特殊教育のあり方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援のあり方について～（最終報告）』 2001年1月
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou006/toushin010102.htm
- 2-a) 文部科学省『小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）1. ガイドラインの構成と使い方』2004年、2ページ
- 3) 文部科学省 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議答申『今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）』2003年3月 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou018/toushin030301.htm
- 4) 文部科学省 中央教育審議会『特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）』2004年12月1日
http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2004/04120103.htm
- 5) 山田可織・渡部かなえ「養護教諭の軽度発達障害のある児童生徒への支援に関する調査研究」信州大学教育学部紀要第116号、2005年、111頁～122頁
- 6-a) 長野県教育委員会 養護学校地域化推進協議会『長野県就学前及び卒業後を中心とした自律教育システム 義務教育段階における自律教育システム（最終報告）』2005年1月
<http://www.nagano-c.ed.jp/kenkyoi/shingikai/chiikkakyo/houkoku00.pdf>
- 6-b) 同上
- 2-b) 文部科学省『小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）1. ガイドラインの構成と使い方』2004年、2ページ

資料：駒ヶ根市子ども課子どもカルテ抜粋改変

平成 年度 NO. 発育発達相談個人票

相談期間

開始 平成 年 月 日

終結 平成 年 月 日

氏名

駒ヶ根市教育委員会

さんフォローアップに関する同意書

子どもの成長にとって最善の利益が得られるために、フォローアップに関する説明を受けました。

今後、私の子どもが、健やかに発育、発達するために個人票の作成に同意します。

平成 年 月 日

保護者氏名

住 所

連絡先

お子さんの統柄

相談機関の記録

相談種別		1 発達相談 2 療育相談 3 養育相談 4 その他		
相談等の 経過と記録	年月日	相談機関	相談内容	

行動観察及び発達検査 結果所見

検査日 平成 年 月 日

生年月日 平成 年 月 日

検査時年齢 歳 ケ月

検査の種類 新版K式発達検査・その他

発 達 検 査	新版 K式結果 発達年齢（全体） 歳 ケ月 発達指數（DQ） =			
	運動領域	歳	ケ月	発達指數（DQ） =
	認知・適応領域	歳	ケ月	発達指數（DQ） =
	言語・社会領域	歳	ケ月	発達指數（DQ） =
その他の検査結果				
検査態度				
結果の特徴				
園での行動観察				

<所見>

状態像	
内容	
今後の対応	1. 医療機関 2. つくし園くれよんくらぶ ロー継続 3. つくし園個別訓練（ ） 4. 巡回でのフォロー 5. その他
家庭への助言	

(発達検査の結果と訓練内容)

発達検査の結果と訓練内容 指導区分 A要観察 B要精検 C要治療 D治療継続		検査年月日	診査時年齢 歳 ケ月	診査者氏名
発達検査の結果と訓練内容				
所見	指導区分	訓練内容		
ADHD	A・B・C・D			
PDD	A・B・C・D			
理解の遅れ	A・B・C・D			
言語発達遅滞	A・B・C・D			
構音障害 吃音	A・B・C・D			
運動機能	A・B・C・D			
手先の機能	A・B・C・D			
対人関係	A・B・C・D			
付随する2次障害	A・B・C・D			
その他	A・B・C・D			
精神年齢	A・B・C・D			

継続的発達検査の必要性の有無と頻度) 必要性有・無 ケ月後 検査頻度 ケ月毎
保護者への指示事項

*記載要領 ①具体的支援方針が決定したとき②支援方針が変更したとき

③入園、入学、進級等の節目時に保護者の願い、考え方を記載してもらう

保護者記録表 保護者氏名

年 月 日	保護者の願い、支援への要望

発育・発達等の記録 黒字:相談 赤字:訓練

年 月 日	相談・訓練内容

巡回相談

年 月 日	事 項	記 錄

(2005年12月15日 受理)